

令和8年1月14日

つくばみらい市立小絹中学校

－いじめ防止基本方針－

つくばみらい市立小絹中学校長 会沢 裕之

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性をもつかげのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、小絹小学校との「小中一貫教育活動」を効果的に導入しながら、校訓『進んで学び 働き 鍛えよう』の精神を重んじて、明るく楽しい学校生活の実現のために、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。＜いじめ防止対策推進法第2条第1項＞

－具体的な態様－

- ・冷やかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的な仲間はずれ、集団からの無視。
- ・遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- ・金品を強要される。
- ・物を盗まれたり、隠されたりする。
- ・P Cや携帯電話、スマートフォンで誹謗中傷される。等

第2章 いじめ防止のための組織

1 「小絹中学校いじめ対策委員会」…臨時に開催。

- (1) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、
該当担任、スクールカウンセラー
(※ 構成員以外からも、必要に応じて校長が招集できる)

(2) 役割

- ① 学校いじめ対策組織の役割を担う。
- ② いじめ防止基本方針の策定・改訂
- ③ いじめの未然防止
- ④ いじめの対応
- ⑤ 教職員の資質向上のための研修
- ⑥ 年間計画の企画、実施
- ⑦ 外部機関、専門機関との連携
- ⑧ 保護者への周知

2 「生徒指導部会」・・・原則週1回開催、緊急時は臨時に開催

- (1) 構成員 校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当
- (2) 役割
- ① いじめ対策チームの役割を担う。
 - ② 緊急性についての仮判断をする。
 - ③ 校内のいじめに関わる取組を行う。

3 「報告窓口」

- (1) 構成員 各学年主任
- (2) 役割
- ① 生徒の些細な変化への気づき、報告を受け、集約担当へ伝える。

4 「集約担当」

- (1) 構成員 生徒指導主事
- (2) 役割
- ① 報告を受け、その後の対応をコーディネートする。

(※必要に応じて関係外部機関とも積極的に連携する。)

第3章 いじめ未然防止、いじめ早期発見のための取組

- 1 学級経営、教科指導の充実
 - (1) ソーシャルスキルトレーニングや Hyper-QU 検査、「生活アンケート」を活用して、生徒の実態を十分に把握することに努め、居心地の良い学級づくりに努める。
 - (2) 家庭（保護者）や小学校との連携を通して、集団における生徒の言動や考え方を理解する。
 - (3) わかる授業、できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践を目指す。
 - (4) 相談しやすい関係、何でも相談できる環境づくりを通して、悩みやいじめの早期発見に努める。
- 2 道徳教育の充実
 - (1) 道徳の授業を通して、価値観を学びながら、自己肯定感を高める。
 - (2) すべての教育活動を通して道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- 3 相談体制の整備
 - (1) 職員研修の充実を図り、共通理解をもって生徒と相談ができるようにする。
 - (2) 毎月行う「生活アンケート」から、効果的な教育相談を実施する。
 - (3) スクールカウンセラーや支援員等を活用し、複数の目で生徒を見守り、支援する。
- 4 インターネット等を通じて行われるいじめへの対策
 - (1) 携帯電話の所持やインターネット等の使用状況調査を通して現状把握に努めるとともに、正しい使用法等のモラル教育を実践する。また、家庭への啓発も積極的に行う。

第4章 いじめに対する早期対応

- 1 いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、いじめの事実の有無を確認する。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」にて対応を協議する。
- 3 いじめをやめさせること、その再発を防止することに全力を注ぐ。
 - いじめを受けた生徒と保護者に対しての支援
 - いじめを行った生徒と保護者への指導・助言
- 4 安心して授業を受けたり学校生活を送ることができるように必要な配慮を行う。
 - 活動時のグループ編成の見直し
 - 別室授業
 - 時差登下校 等
- 5 事実に関する情報を関係保護者、関係機関と共有する。
- 6 犯罪行為として取り扱うべきいじめには、教育委員会や警察など、関係諸機関との連携を図る。

第5章 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
 - (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
 - (2) いじめにより生徒が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - (3) 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）
- 2 重大事態への対処
 - (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
 - (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。